

○防衛省告示第二百十号

自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第百五条第一項の規定により、漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を次のとおり定める。

令和三年九月十日

防衛大臣 岸 信夫

区域の名称	制限又は禁止区域	期間	条件
東京都新島南方海面誘導飛しよう体試射水域 (東京都新島村地先)	次の各点を順次に結ぶ線により囲まれる区域内の海面 (1) 北緯三四度二〇分二四秒 東経一三九度一六分五四秒 (2) 北緯三四度一四分三二秒 東経一三九度一八分三七秒 (3) 北緯三四度〇七分三〇秒	令和三年九月二十三日から同年十月二十三日までの間、 毎日午前六時三十分から午後五時まで	全ての漁船の操業の禁止

東經一三九度二一分四四秒

(4) 北緯三四度〇六分四八秒

東經一三九度一三分二九秒

(5) 北緯三四度一四分一二秒

東經一三九度一四分四九秒

(6) 北緯三四度二〇分一八秒

東經一三九度一五分一三秒